

お客さま各位

株式会社 UPDATER
事業本部ソリューション営業部
(サービス名称：みんな電力)

「電源調達費調整額」の導入について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

昨秋から続く卸電力取引市場(以下「JEPX」という)の高騰を受け、弊社は JEPX 価格に連動する FIT 電気の影響を最小限に抑えるため、非 FIT 電源の調達や相対取引等による原価固定策を進めてまいりました。

その結果、2022 年度は通年で、電源の 5 割を JEPX 価格に連動しない固定原価*1 で調達できる見通しとなりました。

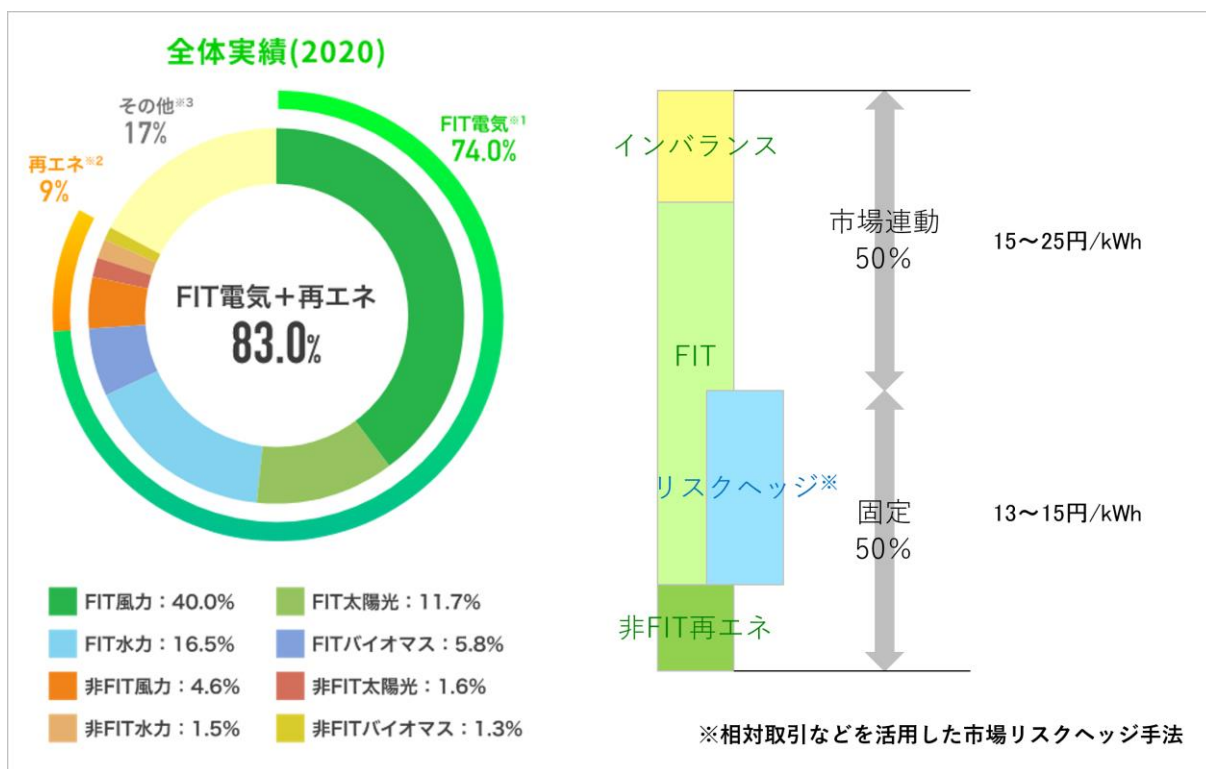


図 1) 当社の電源構成と調達原価

しかし、再生可能エネルギー由来の電源を高い比率で維持しながら、全ての調達原価を固定することは制度上難しく、電源調達原価の 5 割は、引き続き JEPX 価格に連動する仕入れ構造とな

っております。

そこでこの度、旧一般電気事業者と同額の「燃料費調整相当額」に代わり、電源調達原価の5割をJEPX価格に連動させて設定する「電源調達費調整額」を導入*2することをお知らせいたします。なお今回、基本料金、従量料金の変更はございません。

本制度の導入により、お客さまへのJEPX価格の影響は5割に抑えられると共に、弊社が今後も継続的にお客さまに対して再エネ電力の供給を行うことが可能となります。先般価格改定をご了承いただいたばかりの中、再度のお願いとなり心苦しい限りではございますが、ご理解のほど何卒お願い申し上げます。

*1 固定原価による調達には燃料費調整額が適用されるため、固定原価部分は燃料費調整相当額を反映いたします。

*2 「電源調達費調整額」の適用開始時期は以下の通りです。

検針日が1日のお客さま：算定期間が9月1日から9月30日までの請求

検針日が1日以外のお客さま：算定期間が8月計量日から9月計量日の前日までの請求

(1) 継続いただく場合

- ・特にご連絡いただく必要はございません。9月請求分より順次、電源調達調整単価を反映させていただきます。
- ・今回の約款改定を適用するご契約期間は、**2023年3月末日まで**となります。2023年4月より適用する料金等につきましては、2023年1月以降に改めてご案内いたします。

(2) 解約いただく場合

- ・解約の旨をメールにて弊社営業担当にご連絡ください。
解約のご回答期限：2022年7月8日(金) 19:00
- ・解約申込書のお手続きについて、営業担当よりご連絡いたします。
- ・今回の制度導入は、電気需給約款第35条（需給契約の変更）に該当するため、解約違約金は発生いたしません。

別紙 電源調達費調整額の算定方法詳細等

1. 「電源調達費調整額」の算定方法について

従来、従量料金に適用する調整費は、旧一般電気事業者と同額の「燃料費調整相当額」を使用しておりました。今回、固定原価による調達分は引き続き「燃料費調整単価」を使用しつつ、残りの部分は FIT 電気の調達原価が制度上 JEPX 価格に連動するため、実態に合わせて「JEPX 調整単価」を使用し、両者を併せて「電源調達費調整単価」とさせていただきます。

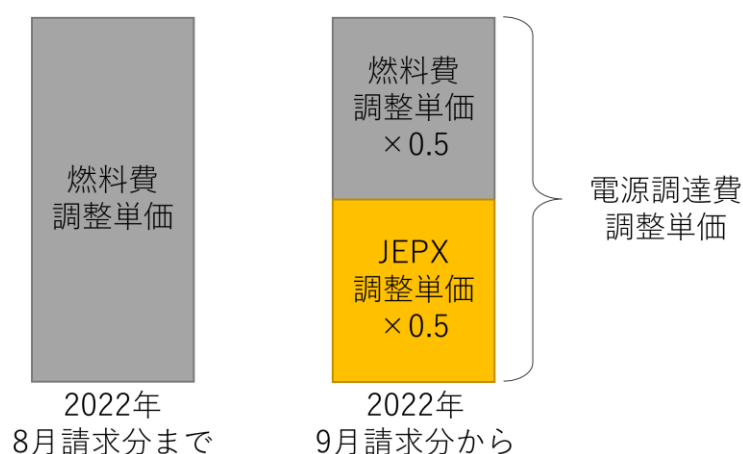


図 2) 電源調達費調整単価イメージ

- 電気需給約款 高圧・特別高圧—電源調達費調整額あり—
https://minden.co.jp/wp-content/uploads/2022/06/agreement_ko_20220801.pdf
- 電気需給約款 新旧対照表
https://minden.co.jp/wp-content/uploads/2022/06/agreement_ko_BA_20220801.pdf
- 重要事項説明書 高圧・特別高圧
https://minden.co.jp/wp-content/uploads/2022/06/important_ko_20220801.pdf
- 重要事項説明書 新旧対照表
https://minden.co.jp/wp-content/uploads/2022/06/important_ko_BA_20220801.pdf

※電気需給約款、重要事項説明書は、お手元で保管をお願いいたします。

以下「電気需給約款 高圧・特別高圧—電源調達費調整額あり—」（別表 3.電源調達費調整額）より抜粋。

3.電源調達費調整額

(1)電源調達費調整額

電源調達費調整額は、その 1 月の使用電力量に電源調達費調整単価を適用して算定いたします。

(2)電源調達費調整単価

電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{電源調達費調整単価} = \{ (\text{JEPX 調整単価} \times X) + (\text{燃料費調整単価} \times Y) \}$$

$$X = 0.5$$

$$Y = 0.5$$

(3)JEPX 調整単価

イ JEPX 調整単価

JEPX 調整単価は、次の算式によって損失率を補正した消費税等相当額を含む値といたします。

また JEPX 調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{JEPX 調整単価} = (\text{平均 JEPX 単価} - \text{基準 JEPX 単価}) / (1 - \text{損失率}) \times (1 + \text{消費税率})$$

損失率は、次のとおりといたします。

| | 北海道エリア | 東北エリア | 関東エリア | 中部エリア | 北陸エリア |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 特別高圧 | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 2.4% | 1.3% |
| 高圧 | 4.4% | 5.0% | 3.7% | 3.8% | 3.4% |

| | 関西エリア | 中国エリア | 四国エリア | 九州エリア |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 特別高圧 | 2.7% | 2.5% | 1.5% | 1.3% |
| 高圧 | 4.1% | 4.8% | 4.2% | 3.1% |

ロ 平均 JEPX 単価

平均 JEPX 単価は、検針日の前月 1 日から末日における JEPX 公表のエリアプライス平均値といたします。なお、平均 JEPX 単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

八 基準 JEPX 単価

基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

| | 北海道エリア | 東北エリア | 関東エリア | 中部エリア | 北陸エリア |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 夏季 | 17円77銭 | 18円80銭 | 18円80銭 | 15円45銭 | 15円45銭 |
| 冬季 | 24円16銭 | 19円99銭 | 19円99銭 | 17円95銭 | 17円95銭 |
| その他季 | 16円28銭 | 15円10銭 | 15円10銭 | 15円09銭 | 15円09銭 |

| | 関西エリア | 中国エリア | 四国エリア | 九州エリア |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 夏季 | 15円45銭 | 15円45銭 | 15円45銭 | 15円09銭 |
| 冬季 | 17円95銭 | 17円95銭 | 17円95銭 | 18円61銭 |
| その他季 | 15円09銭 | 15円09銭 | 15円09銭 | 15円41銭 |

二 JEPX 調整単価の適用

平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。

| 平均JEPX単価算定期間 | JEPX調整単価適用期間 |
|--|----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間 | その年の 2 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間) | その年の 3 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 4 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 5 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 10 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に係る計量期間等 |

2. JEPX 単価実績について

国際的なエネルギー資源価格高騰の影響で、JEPX 価格は昨年 10 月から本年 3 月まで上昇が続いていたものの、4・5 月は減少傾向に転じました。ただし、昨年 9 月以前の水準と比較すると 2 倍以上の高い水準で推移しています。

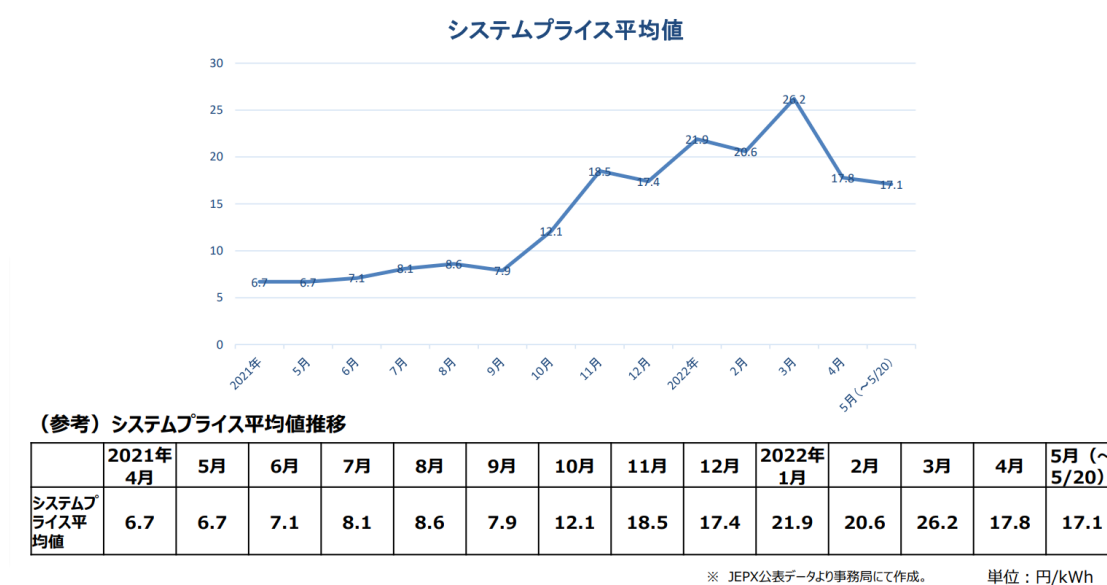


図 3) 過去 12 カ月の JEPX 価格 (システムプライス平均値)

出典) 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 第 73 回制度設計専門会合事務局提出資料

「最終保障供給料金の在り方について」2022/5/31

またご参考まで、2022年度の基準JEPX単価および2022年4・5月実績の平均JEPX単価をもとに算出した電源調達費調整単価は以下のとおりです。

関東エリア（東京電力管内）

単位：円

| | 2022年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------------|--------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 基準JEPX単価 | 15.10 | 15.10 | 15.10 | 18.80 | 18.80 | 18.80 |
| 平均JEPX単価 | 21.65 | 19.50 | - | - | - | - |
| 平均JEPX単価－基準JEPX単価 | +6.55 | +4.40 | - | - | - | - |
| 燃料費調整単価 | +2.20 | +2.64 | +2.87 | +4.01 | - | - |
| 電源調達費調整単価 | +4.84 | +3.84 | - | - | - | - |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 2023年 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| 基準JEPX単価 | 15.10 | 15.10 | 19.99 | 19.99 | 19.99 | 15.10 |

関西エリア（関西電力管内）

単位：円

| | 2022年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------------|--------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 基準JEPX単価 | 15.09 | 15.09 | 15.09 | 15.45 | 15.45 | 15.45 |
| 平均JEPX単価 | 17.41 | 16.42 | - | - | - | - |
| 平均JEPX単価－基準JEPX単価 | +2.32 | +1.33 | - | - | - | - |
| 燃料費調整単価 | +2.89 | +3.13 | +3.27 | +3.95 | - | - |
| 電源調達費調整単価 | +2.78 | +2.33 | - | - | - | - |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 2023年 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| 基準JEPX単価 | 15.09 | 15.09 | 17.95 | 17.95 | 17.95 | 15.09 |

今後も安定した再エネ電力を供給し続けるべく努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上